

みなみまぐろの全世界総漁獲可能量の国別配分量に対する非遵守について
(最終更新: 2021年10月13日)

このことについて、CCSBTの是正措置政策では以下のとおり規定されています。

「事務局長は、CCSBTウェブサイトの公開ページ上において、全世界のSBTのTACにかかるメンバーの国別配分量に関するあらゆる非遵守事例及び非遵守に対応して関連するメンバーが行った是正措置に関する記録を維持するものとする。」

この是正措置政策は2011年10月のCCSBT18において採択されたものです。以下に示した各メンバーの国別配分量に対する非遵守の記録では、この是正措置政策が採択されて以降の非遵守事例のみを示しています。

| 関連する CCSBT 会合 ² | 漁期年 ¹ | | メンバー/ 協力的非加盟国 | 国別配分量を 超過して漁獲 された数量 (トン) | 是正措置 の有無 ³ |
|----------------------------------|------------------|-----------|------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| | 開始日 | 終了日 | | | |
| CCSBT 24 | 01-Jan-20 | 31-Dec-20 | Indonesia | 274.7 | I ⁴ |
| CCSBT 23 | 01-Dec-18 | 30-Nov-19 | オーストラリア | 40.3 | Y |
| CCSBT 23 | 01-Jan-19 | 31-Dec-19 | インドネシア | 181.9 | I ⁴ |
| CCSBT 21 | 01-Jan-15 | 31-Dec-15 | 南アフリカ | 14.7 | N |
| CCSBT 20 | 01-Jan-14 | 31-Dec-14 | インドネシア | 313.3 | N |
| CCSBT 20 | 01-Jan-14 | 31-Dec-14 | 南アフリカ | 10.3 | N |
| CCSBT 20 | 01-Dec-13 | 30-Nov-14 | オーストラリア | 107.2 | Y |
| CCSBT 19 | 01-Jan-13 | 31-Dec-13 | インドネシア | 673.7 | N |
| CCSBT 19 | 01-Jan-13 | 31-Dec-13 | 南アフリカ | 25.6 | N |
| CCSBT 19 | 01-Jan-13 | 31-Dec-13 | フィリピン | 0.5 | N |
| CCSBT 18 | 01-Dec-11 | 30-Nov-12 | オーストラリア | 34.6 | Y |
| CCSBT 18 | 01-Jan-12 | 31-Dec-12 | インドネシア | 224.8 | N |
| CCSBT 18 | 01-Jan-12 | 31-Dec-12 | 南アフリカ | 36.6 | N |
| CCSBT 18 | 01-Jan-12 | 31-Dec-12 | フィリピン | 0.5 | N |

¹ 漁期年はメンバーによって異なります。

² 総漁獲可能量及び国別配分量は、CCSBT年次会合において決定されています。

³ この表では、「是正措置の有無」について、当該メンバーが超過漁獲分を次年に1:1の割合で返済する是正措置を実行した場合は「Y」、超過分の返済を実行していない場合は「N」として分類しています。

⁴ インドネシアは、当初は2020年中に過剰漁獲分を返済する考えを述べていたものの、2020年に再度、2019年の過剰漁獲分を2020年中に返済することが不可能となる水準で、同国の国別配分量に対する過剰漁獲を行いました。インドネシアは、2019年と2020年の過剰漁獲分（合わせて456.584トン）を2022年から2026年までの期間をかけて返済するための計画を提出しています。同期間における各年の返済量は約91.3トンと推定されています。